

「長野市パートナーシップ宣誓制度実施要綱」（案）の制定について

地域・市民生活部 人権・男女共同参画課

長野市では、すべての人の人権が尊重される社会を目指し、「人権を尊び差別のない明るい長野市を築く条例」等の理念に基づき、様々な人権課題に対し取り組んでいます。

こうした中、性的少数者の方の生きやすさの選択肢を広げることで、性的少数者の方が自分らしく安心して暮らしていけるよう、性的少数者の方を含むお二人が、お互いを人生のパートナーとして宣誓する「長野市パートナーシップ宣誓制度」を導入いたします。

制度の導入により、宣誓されたお二人の思いを受け止め、応援していくとともに、市民や事業者の皆様の理解を深め、多様性が尊重され誰もが幸せを実感できる社会を目指します。

「長野市パートナーシップ宣誓制度の基本方針」に基づき、実施要綱を制定し、運用します。

制度の運用開始は令和4年12月1日(木)を予定しています。

制度については、広報ながの、ホームページやガイドブック等により、周知をしていきます。

○長野市パートナーシップ宣誓制度の基本方針（令和4年8月17日策定）
パートナーシップ宣誓制度の導入の趣旨や、制度の基本的な方向性を示しています。

○長野市パートナーシップ宣誓制度実施要綱（令和4年12月1日施行予定）
制度の運用に必要な事項を定めます。
要綱（案）は資料3のとおりです。

（1）目的

「長野市パートナーシップ宣誓制度の基本方針」に基づき、パートナーシップである二者がその自由な意思により、行う宣誓に関し必要な事項を定めるもの

（2）主な内容

- ・ 用語の定義
- ・ 宣誓の要件
- ・ 宣誓の方法
- ・ 受領証等の交付・返還等
- ・ 宣誓関係の書式（様式）

（3）施行日（予定）

令和4年12月1日

(1) 宣誓の要件

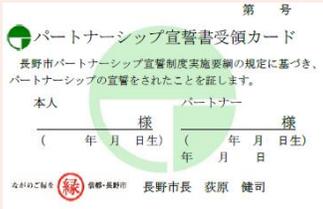
一方又は双方が性的少数者であることのほか、次の要件をすべて満たしている。

年齢要件	<ul style="list-style-type: none"> 双方が成年（満18歳以上）に達している。
住所要件	<ul style="list-style-type: none"> いずれか一方又は双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定している。
婚姻等要件	<ul style="list-style-type: none"> 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がない。 共に宣誓しようとする相手以外の者とパートナーシップに相当する関係がない。
近親者要件	<ul style="list-style-type: none"> パートナー同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族）でない。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。

(2) 宣誓手続き

窓口	<ul style="list-style-type: none"> 人権・男女共同参画課
宣誓手続きの流れ	<ol style="list-style-type: none"> 宣誓日の事前予約（日時、氏名等） <ul style="list-style-type: none"> 事前予約受付開始：令和4年11月21日（月）から 予約した日時にお二人でお越しいただき、宣誓 <ul style="list-style-type: none"> 提出書類：住民票の写し、独身を証明する書類、本人確認書類等 プライバシーに配慮し個室で行う。 宣誓手続きは無料。提出書類の発行手数料は自己負担 受領証等を宣誓者へ交付

(3) 受領証等の交付

<p>交付書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ パートナーシップ宣誓書受領証（A4サイズ）（1枚） ・ パートナーシップ宣誓書受領カード（カードサイズ）（2枚） <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>受領証</p> </div> <div style="text-align: center;">    <p>受領カード（3種類の中から本人が選択）</p> </div> </div>
<p>有効期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし

(4) その他の手続き

<p>受領証等の再交付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紛失、毀損、汚損等の際は、再交付を申請することができる。
<p>変更時の手続き</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住所や氏名の変更等により宣誓書に記載した事項に変更があった場合は、変更届を提出する。
<p>受領証等の返還</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ パートナーシップ関係を解消した時や、パートナーの双方が市外へ転出する等、対象者の要件を満たさなくなった場合や、宣誓の内容に虚偽等があった場合、受領証等を返還する。

行政サービスの内容は、ホームページに掲載する。

(1) 長野市（令和4年9月21日現在）

○ 受領証等の提示により、受けられる主な行政サービス

No.	サービス名	No.	サービス名
1	市営住宅等の入居	4	教育・保育給付認定申請 (認可保育施設の利用申込含む)
2	亡くなられた方に係る個人情報の提供	5	施設等利用給付認定申請 (幼児教育・保育の無償化認定申請)
3	保育所等の利用		

○ 受領証等を提示することで委任状の作成が省略できる主な行政サービス

1	り災（届出）証明申請		
---	------------	--	--

○ パートナーと同居していることで受けられる主な行政サービス

1	死亡届出の提出	4	不妊に悩む方への特定治療支援事業
2	生活保護で同一世帯として認定	5	放課後子ども総合プラン
3	母子手帳交付（申請、受領）		

○ その他(市職員対象)

1	職員の結婚祝金の支給	2	職員の結婚等の休暇等
---	------------	---	------------

調整中の行政サービスもあり、随時拡充していく。

(2) 長野県

現在、制度を導入した松本市と駒ヶ根市の受領証等を提示することにより、次の長野県の行政サービスを受けることができる。

今後、長野市の受領証等を提示することで、同じ取扱いとなる。

県営住宅への入居

県立病院における面会、手術等への同意

職員宿舎への入居（県職員対象）

- ・長野県では、令和5年4月1日にパートナーシップ宣誓制度を導入予定

<参考>

- ※ 令和4年7月1日時点の長野県内のパートナーシップ宣誓制度が利用できる人口カバー率は13.3%で全国で32位だが、長野市の導入で、31.5%（28位）となる。
- ※ 全国の導入自治体は224自治体で、人口カバー率は53.1%となっている。

- 民間サービスを調査したところ、次のとおりでした。
- 今後は、広報ながのやホームページ等で制度を周知した上で、民間サービスの拡充を促していきたい。

種 類	サ ー ビ ス の 内 容	事業者数
金融	住宅ローン（収入合算、連帯保証人）において配偶者の定義にパートナーを含める。	5事業者
生命保険	生命保険の受取人にパートナーを指定	11事業者
損害保険	自動車保険や火災保険等において配偶者の定義にパートナーを含める。	7事業者
携帯電話	携帯料金の家族割引	3事業者
クレジットカード	家族カードの申込	3事業者
航空	マイレージ特典を家族として利用	2事業者
ロードサービス	家族会員として入会	1事業者
映画館	ペア割引で割引適用	1事業者

実施日	内容
令和4年9月21日	人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会（要綱(案)等について）
9月29日	部長会議（要綱(案)等について）
10月4日	政策説明会（要綱(案)等について）
10月下旬	広報ながの11月号、ホームページ、記者会見による周知
11月21日	事前予約受付開始
12月1日	要綱の施行、長野市パートナーシップ宣誓制度の開始
12月17日	第45回人権を尊重し合う市民のつどい 講師 三ツ矢 雄二氏（声優・マルチクリエイター） 演題 「性別は男女だけではない！ ～これからのLGBT～」（仮）